

教育関係法規等

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領
- ・(県)指導の努力点
- ・生徒指導提要

学校教育目標

- ☆ よく考え自ら学習する子
- ☆ 仲良く助け合う子
- ☆ たくましい体と気力のある子

- 児童の実態
- 地域の実態
- 保護者の願い
- 教師の願い

【生徒指導の基本的な考え方】

- 生徒指導は、児童の自己向上意欲を引き出し、時と場に応じて正しく判断して行動できる力を育てることを目的として行う。したがって指導の対象は、問題行動をとる児童のみではなくすべての児童が対象である。
- 生徒指導は、学校におけるすべての教育活動の中に存在するものとする。

【生徒指導での課題】

登校しぶりで欠席する児童がいた。
自分から進んで挨拶をする。
気持ちのよい言葉づかいや、相手の立場を考えた声かけ。
相手を尊重し「さん」づけで呼ぶ。

- (1) 共に遊び、語り合って心を通じ合わせる。
- (2) あいさつを通して心を通じ合わせる。
- (3) 共に相手の良さを認め合い心を通じ合わせる。
- (4) 相手を尊重し時と場に応じた適切な言葉づかいができる。(さんづけ)

【生徒指導の基本方針】

- (1) 全教師が生徒指導の方針や重点目標を共通理解し、一貫した態度で指導にあたる。
- (2) 児童の発達段階に即した指導を行う。
- (3) 教師間の連携を密にして、一人で抱え込まず、全教師で協力して指導にあたる。
- (4) 人間的ふれあいを大切にして、教育相談的な立場で指導する。
- (5) 累加記録を大切にし、児童の変容について見通しを持って指導にあたる。
- (6) 保護者や関係機関、専門機関との連携を深めながら指導にあたる。
- (7) 学級経営の中に位置づけて指導する。
- (8) 職員会議や職員集会の中で、生徒指導についての情報交換・指導の具現化などについて確認する。
- (9) 積極的生徒指導を学校生活のあらゆる場において進めていく。

【今年度の努力点】

- (1) 自己肯定感の向上を図る
- (2) 学級経営の工夫改善を図る
- (3) 基本的生活習慣の確立を図る
- (4) 学校・家庭・地域連携による指導
- (5) 生命を大切にする教育の徹底を図る
- (6) いじめの未然防止を図る

学校全体での取り組み

- 問題行動の早期発見と校内生徒指導体制の充実
 - ・毎月のアンケート実施・アセス
 - ・年3回の教育相談による児童理解の充実
 - ・全職員による日常的な児童観察
- 自己指導能力の育成に向け、学級経営の充実を図る
 - ・生徒指導の4つのポイントを生かした学級経営
 - ★自己存在感の感受
 - ★共感的人間関係の育成
 - ★自己決定の場の提供
 - ★安全・安心な風土の醸成
- 全職員共通理解のもと学習規律の徹底を図る
 - ・チャイムスタート
 - ・正しい姿勢
 - ・学習用具の準備・片付け
 - ・ていねいな字
 - ・発表の仕方、聴き方

各教科

すべての児童が参加・活躍できる授業

- ・わかる・できる授業の展開
- ・基礎基本の定着
- ・意見を発表し合える場面設定(言語活動の充実)

総合的な学習の時間

- 自ら学び自ら考え、問題を解決する力の育成を目指し、学び方やものの考え方などの習得をする中で、自己の生き方を考えることができる児童を育成する
- ・友達、教師、家族や地域の方々と触れ合いを通して道徳性の育成を図る(人とかかわり)

特別の教科 道徳

- 学校教育全体で道徳教育を補充・深化・統合する
- 人間の生き方について自覚を高め道徳的実践力を育成する
- ひとりひとりのよさや違いを認め合う
- 児童の自己肯定感を高める

特別活動

- 望ましい集団活動を通して仲間意識を深め、自主性や社会性を育てる。
 - ・学級活動
学校生活や学級生活における好ましい人間関係を育てる
 - ・児童会活動
児童の自発的な実践活動を通して自主性と社会性を育てる
 - ・学校行事
豊かな体験活動を通して連帯感、責任感、勤労観などを育てる

家庭・地域との連携 … 連携を密にし子ども達の健全育成を図る
○学校だより・学級だよりの発行 ○PTA との連携 ○地域民生員・関係機関等との連携

生徒指導

1 生徒指導についての基本的な考え方

生徒指導とは、一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。すなわち、生徒指導は、全ての児童それぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。

生徒指導が、教育課程の内外において児童の健全な成長を促し、児童自ら自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、一層の充実を図っていくことが重要である。

2 生徒指導上での課題（令和5年度）

- (1) 登校しぶりで欠席する児童がいた。
- (2) 自分から進んで挨拶をする。
- (3) 気持ちのよい言葉づかいや、相手の立場を考えた声かけ。
- (4) 相手を尊重し「さん」づけで呼ぶ。

3 本年度の重点

教師と児童の心の触れ合いを大事にして思いやりのある心を育てる。

- (1) 共に遊び、語り合っ心を通じ合わせる。
- (2) あいさつを通して心を通じ合わせる。
- (3) 共に相手の良さを認め合い心を通じ合わせる。
- (4) 相手を尊重し時と場に応じた適切な言葉づかいができる。(さんづけ)

4 生徒指導の基本方針

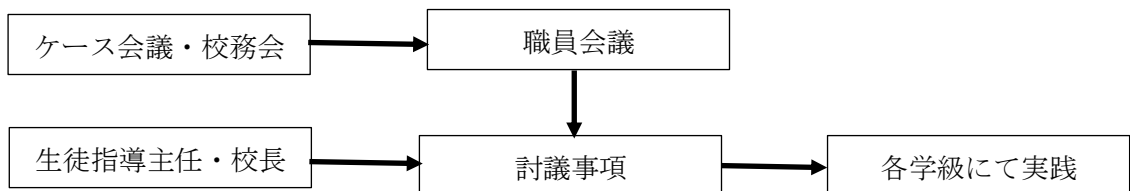
- (1) 全教師が生徒指導の方針や重点目標を共通理解し、一貫した態度で指導にあたる。
- (2) 児童の発達段階に即した指導を行う。
- (3) 教師間の連携を密にして、一人で抱え込まず、全教師で協力して指導にあたる。
- (4) 人間的ふれあいを大切にして、教育相談的な立場で指導する。
- (5) 累加記録を大切にし、児童の変容について見通しを持って指導にあたる。
- (6) 保護者や関係機関、専門機関との連携を深めながら指導にあたる。
- (7) 学級経営の中に位置づけて指導する。
- (8) 職員会議や職員集会の中で生徒指導についての情報交換・指導の具現化等について確認する。
- (9) 積極的生徒指導を学校生活のあらゆる場において進めていく。

5 本年度の努力点

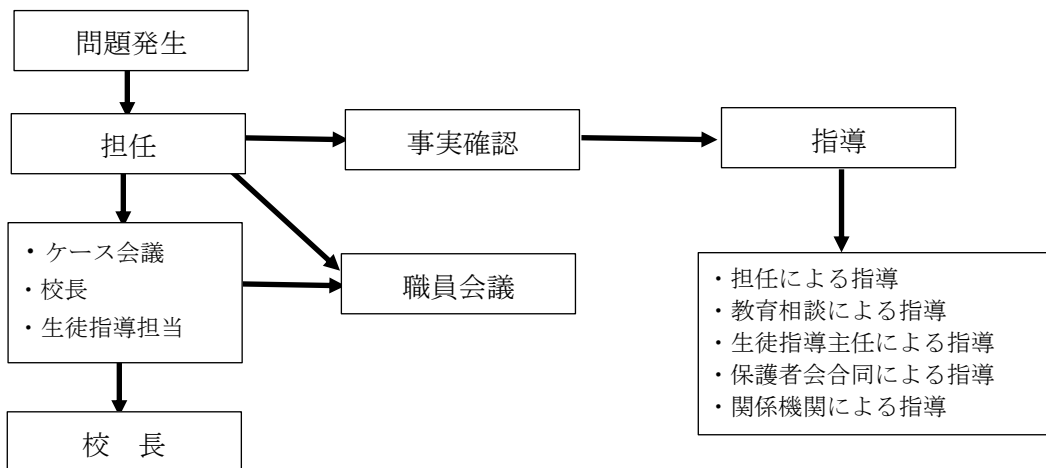
- (1) 自己肯定感の向上を図る。
 - 互いを尊重し認め合う場 わかる・できる授業
- (2) 学級経営の工夫改善を図る。
 - 朝の会、帰りの会の充実
 - 教育相談、個人指導の充実
- (3) 基本的な生活習慣の確立を図る。
 - あいさつ、言葉づかい、返事の指導
 - 家庭学習時間の確保
 - 整理整頓、後片付けの指導
- (4) 学校・家庭・地域連携による指導の充実を図る。
 - あいさつの奨励 帰宅時刻の厳守
- (5) 生命を大切にする教育の徹底を図る。
 - 道徳の時間の充実 栽培・飼育活動の充実
 - 体験学習の推進
- (6) いじめの未然防止を図る。
 - 毎月1日「先生あのね」アンケートの実施
 - 教育相談との連携
 - ケース会議

4 生徒指導の体制

(1) 職員体制



(2) 問題行動発生時の体制



5 生徒指導年間指導計画

(1) ねらい

- ①月の生活目標について実践項目、評価の観点等、具体的に知らせ実践意欲を高めるようにする。
- ②学校行事、学校生活の問題などみんなで考え、自主的に実践・解決していけるように意欲づけをする。
- ③基本的な生活習慣を身に付けさせ、より良い学校生活が送れるよう激励する。

(2) 方針

- ①全教師の共通理解による指導の一貫性を図る。
- ②各学年の発達段階に応じた実践・反省ができるように指導する。
- ③生徒指導担当は、毎月初めの生活朝会で生活目標の振り返りや取組等についての話をする。
- ④月目標の発表や振り返りを行うことによって、児童の意識を高めるようにする。

(3) 年間指導計画

月	月目標	具体目標	学校行事
4	楽しい学校をつくろう 学校のきまりを確認しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・進んであいさつをしましょう。 ・みんなで楽しく遊びましょう。 ・持ち物には名前を書きましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 始業式 * 入学式 * 交通安全教室 * 春の遠足
5	安全に気をつけよう	<ul style="list-style-type: none"> ・室内であばれないようにしましょう。 ・帽子をかぶりましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 健康診断 * 家庭学習強化月間
6	体を清潔にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・タオルで汗を拭き取りましょう。 ・手を洗いましょう。 ・身なりを整えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 入植記念 * 平和月間 * 交流学習（新川小）
7	みんなで力を合わせよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をきれいにしましょう。 ・委員会や当番活動を頑張りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 集合学習 * 1学期終業式 * 夏休み
8	楽しい夏休みにしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に気をつけましょう。 ・けじめのある生活をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 夏休み
9	規則正しい生活をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・早寝早起きをしましょう。 ・時間を守りましょう。 ・整理整頓をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 2学期始業式 * 校内童話お話大会
10	友達の頑張りを応援しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちの頑張りを応援しましょう。 ・気持ちのよい言葉づかいをしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 地区陸上大会 * 運動会
11	進んで学習しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで発表しましょう。 ・家庭学習を続けましょう。 ・進んで行動しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 勤労感謝集会 * 家庭学習強化月間 * 交流学習（八特支）
12	言葉づかいに気をつけよう	<ul style="list-style-type: none"> ・進んで手伝いをしましょう。 ・礼儀正しい子になりましょう。 ・正しい言葉づかいをしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 世界エイズデー * 年末大掃除 * 人権教室
1	丈夫な体をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・体力づくりをしましょう。 ・手洗いうがいをしましょう。 ・身なりを整えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 書き初め会 * 学習発表会
2	責任をはたそう	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動を頑張りましょう。 ・清掃活動を頑張りましょう。 ・当番活動を頑張りましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 家庭学習強化月間 * 基礎学力強化月間
3	一年を振り返ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・学習のまとめをしましょう。 ・生活の振り返りをしましょう。 ・感謝の気持ちの伝え方を考えましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> * 年度末大清掃 * 卒業式 * 修了式・離任式

6 不登校への対応

(1) 不登校の定義

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」としている。

(2) 不登校を生まない取組（3ステップ）

ステップ1 未然防止

★「子どもの居場所づくり」・「魅力ある学校づくり」・「分かる授業の構築」

①安心・安全な学校環境づくり

- 児童の居場所づくり…自己有用感や自己存在感を育む活動
 - *係活動 *委員会活動 *交流活動等 → 認める・ほめる
- 子ども同士、教師と子どもの絆づくり
 - *特別活動、道徳教育の充実（学校行事、体験活動等）
- 楽しく・わかる授業づくり…校内研修による授業力向上と日常的な学力向上推進
- 情報の共有…学校間、小中間での連携

②家庭と連携した未然防止

- 登校規範の育成…「病気でない限りは休まない」：学校は自分のためになる多くのことを学ぶ場である。
- 学校では色々な体験ができ、それらを通して「楽しさを感じる」「認められる」場である。
- 休んだ時の学習内容を確認する…学習の取りこぼしがないように学校と連携をとる。

ステップ2 初期対応

【不登校予防の確認項目】

✓	確認項目
<input type="checkbox"/>	体調不良での遅刻や早退が多くなってきた
<input type="checkbox"/>	月3日以上欠席があった
<input type="checkbox"/>	保健室に行くことが多くなった
<input type="checkbox"/>	給食を食べる量が著しく減少（増加）した
<input type="checkbox"/>	学習意欲が低下した
<input type="checkbox"/>	特定の教科のある日に欠席や欠課がある
<input type="checkbox"/>	一人でいることが多くなった
<input type="checkbox"/>	教室以外で過ごすことが多くなった
<input type="checkbox"/>	からかわれたり仲間はずれにされたりすることがある
家庭で	
<input type="checkbox"/>	登校前に体調不良を訴える
<input type="checkbox"/>	「学校に行きたくない」と訴えたり、朝が遅くなる

【段階的な対応】

欠席1日目

- 担任による家庭への電話連絡
- 養護教諭との情報交換
(欠席の理由確認→担任が)

欠席2日目（連続）

- 担任による家庭訪問
- 教務主任・校長への連絡

欠席3日目（連続）

- 担任以外の職員による家庭訪問

欠席4日目（連続）

- 校長による家庭訪問

欠席5日目（連続）

- 個別支援チームの発足
(全校体制での支援)

※子どもに1つでもあてはまることがあれば、保護者や本人に様子を聞いてみる。

ステップ3 登校復帰に向けた自立支援

①連携の強化

- 学校全体の支援体制の充実（ケース会議、担任や生徒指導主任・全職員による支援体制）
- 保護者との連携強化（子どもの状況等について密に連携）
- 各種相談員等、教育委員会、関係機関との連携

②環境整備

- 保健室や相談室等の環境・条件整備 → 居場所づくり
- 養護教諭の役割の再確認

③資質向上

- 教職員の資質向上 → 授業力（ユニバーサルデザインの視点）、LD/ADHD等への対応

④記録評価

- 支援状況や行動観察等についての経過記録（支援シート等の作成）
- 学校外の学習状況の把握と評価（適応指導教室・フリースクール等）

⑤小中連携

- 中学校との連携強化・学級編成の工夫 → 中1ギャップの解消

2024年度 吉原小学校 生徒指導年間PDCA サイクル×2

月	学校の取組	児童生徒への個別支援
1月	<p>★今年度「生徒指導年間サイクル」スタート</p> <p>★第1回目 PDCA</p> <p>□次年度指導方針の決定と各種指導計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「不登校対応・支援レポート」等の作成 ・「学校いじめ防止基本方針」更新（HP への掲載） ・「学力向上推進プロジェクト方策5」の展開方法等の確認※児童生徒による組織的な自治的活動の展開に向けて <p>□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問行調査及び教育相談資料等の確認 ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・課題改善ポイントの共有 <p>□春休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の校内や関係機関との情報共有 ・課題改善ポイントの共有 	<p>□アセスメントの確立（ステップ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①行動には必ず理由（原因）があると考え ②その理由を個人と環境との関係の中で見出す ③理由を見出すために情報を集め分析する ④理由を見出したら、それに対する最善の対応策を考える ⑤その対応策を関係者で分担して実施する ⑥その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する <p>※①～③をアセスメント（見立て）、④⑤がプランニング、④～⑥はPDCA サイクルで対応し、関係機関と積極的に連携する</p> <p>□教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画等を活用した個への支援
2月		
3月		
春季休業	<p>□春休み期間中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導方針の関係職員との共有（調整） ・小中連携、情報共有 	<p>□家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制強化、情報交換等
4月	<p>□生徒指導方針（及び学校いじめ防止基本方針）の全職員による確認と実践</p> <p>□年度始めの支持的風土をつくる学級経営を中核とした取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び問題行動等の初期対応等の確認 ・学級のルールづくり（生徒指導方針、学習規律） ・学級活動と児童会活動を連動させ、自治的機能を高める <p>□ゴールデンウィーク前の注意事項確認（児童に各学級、保護者に文書で確認）</p> <p>□ゴールデンウィーク明けの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び問題行動等の確認（情報共有・早期対応） ・自殺予防対策 <p>■学校評価（第1回目）</p> <p>□夏休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏休みの注意事項確認（夏休みのしおりを児童へ配布、保護者には個人面談時で確認） ・非行防止教室の実施（八重山警察署と連携） ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有 <p>□全国学力・学習状況調査結果公表（児童生徒質問紙等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題改善ポイントの共有 	<p>□前年度のいじめ未解消児童生徒と長期欠席児童生徒の把握と支援計画</p> <p>□教育相談週間の実施（5月・1回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画等を活用した個への支援 <p>□教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画等を活用した個への支援
5月		
6月		
7月		
夏季休業	<p>～夏休み期間中～</p> <p>□学校評価等の客観的な分析、改善策の検討</p> <p>□校内研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止、対応・学級経営、児童会活動 ・夏季休業明けの自殺予防対策 	<p>□家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制強化、情報交換等
9月	<p>★第2回目 PDCA</p> <p>□夏休み明けの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校及び問題行動等の確認（情報共有・早期対応） ・自殺予防対策 <p>□各種調査等の客観的な分析、改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果や課題の把握、結果分析の共有 <p>■学校評価（第2回目）</p> <p>□冬休み前の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬休みの注意事項確認（冬休みのしおりを児童へ配布、保護者には個人面談時で確認） ・長期欠席数、不登校数（継続・新規）及び問題行動等の情報共有 ・課題改善ポイントの共有 	<p>□教育相談週間の実施（10月・2回目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画等を活用した個への支援 <p>□教育相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画等を活用した個への支援
10月		
11月		
12月		
冬季休業	<p>～冬休み期間中～</p> <p>□学校評価等の客観的な分析、公表、改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果や課題の把握、結果分析の共有 ・次年度の生徒指導方針及び年間計画の検討 ・学校いじめ防止基本方針の検討、見直し 	<p>□家庭訪問の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り体制強化、情報交換等
通年	<p>□通年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の問題行動等の調査・家庭訪問（必要に応じて） ・関係機関等との連携、情報共有 ・毎月初めの「せんせいあのねアンケート」（記名式、児童対象）・Q-Uの活用 	

吉原小学校いじめ防止基本方針

1 学校教育目標：「仲良く助け合う子」（関連する目標）

2 吉原小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがある。

石垣市立吉原小学校は、学校・家庭・地域が連携しいじめ問題の克服に向けて取り組むため、「いじめ防止対策推進法」の第13条の規程に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「吉原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(2) 基本理念

① いじめ防止の対策は、いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもが安心して学習活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指しておこなう。

② いじめの防止の対策は、いじめがいじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況を生み出す行為であることについて子どもが十分に理解できるように行う。

③ いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組む。

3 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校実態

① 「先生あのねアンケート」の結果から、学校が楽しくないと答える児童がいた。

② 友だちとの関係で登校しぶりになる児童がいた。

③ 友だちにふわふわ言葉や、「さん」づけができないことがある。

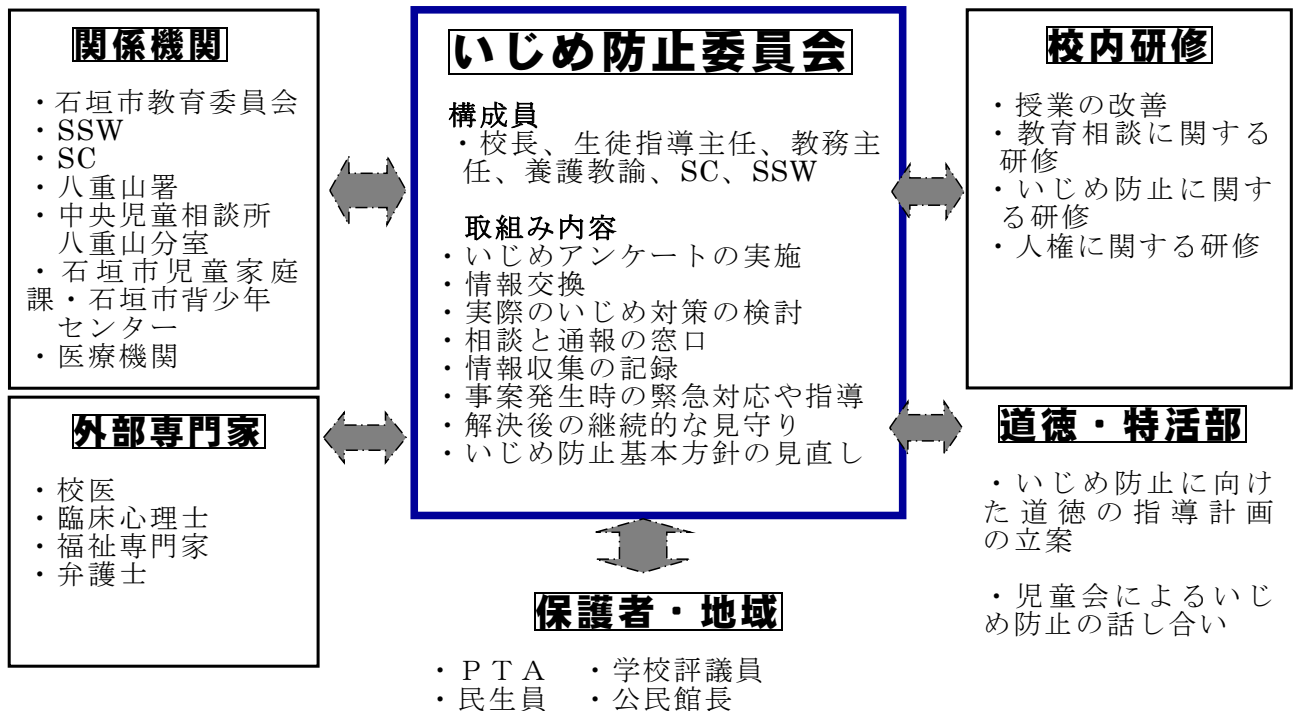
(2) 課題

① 少人数で力関係が固定しがちな傾向にあるので、いろいろな場を通して互いに協力しあう態度を育成する必要がある。

② 自分から進んであいさつができるようにする。

③ 「さんづけ」で相手を呼ぶようにする。



4 組織図



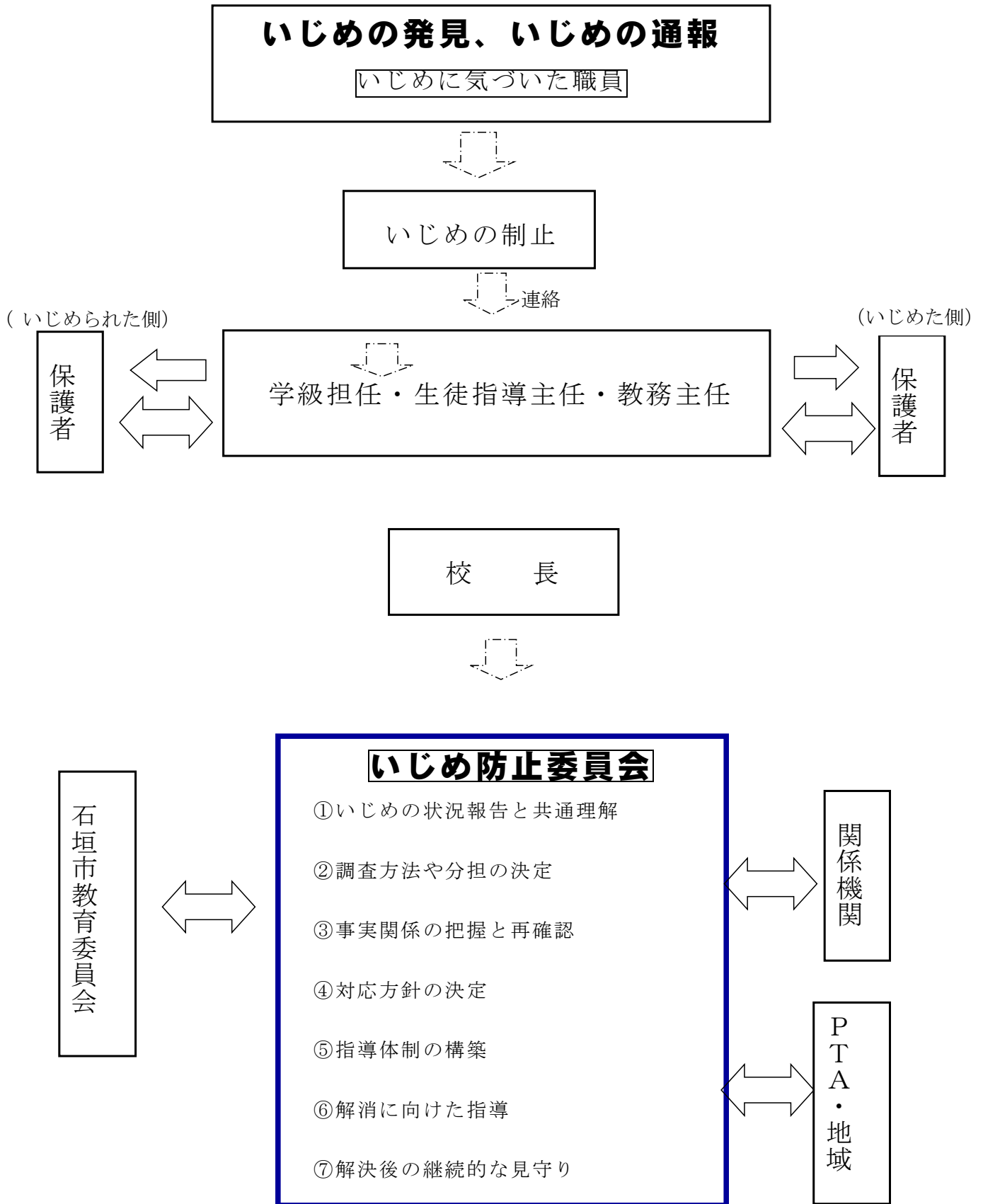
5 いじめ問題への対応について

いじめ防止の取組	いじめ早期発見の取組	いじめが起きたときの対応
<p>1) 学校の教育活動全体を通して ①いじめは人間として絶対許されないと雰囲気を作らないことを学校全体でつくる。 ②自分の大切さとともに、他人の大切さを認める態度を育てるよう努める。 ③いじめにつながりやすい感情を押さえるために自己有用感や自己肯定感を高める。</p> <p>2) 道徳や人権教育等とおして 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子どもの社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。</p> <p>3) 授業での取組を通して 一人一人を大切にしたい分、分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。</p> <p>4) 児童会の取組を通して 子どもがいじめの問題について学び、話し合い、子ども自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。</p> <p>5) 教職員の共通理解 いじめの内容や指導上の留意点などについて平素から教職員全員で共通理解を図り未然防止に取り組む</p> <p>6) 年間指導計画の作成 いじめに関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施する。また随時見直しを図りよりよい取組に改善する。</p> <p>7) 保護者地域への啓発 いじめ防止への学校の取組状況を知らせ、その取組への協力を求める。</p> <p>8) 情報モラル教育の充実 パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめ対策として、学校における情報モラル教育の充実に努める。</p>	<p>1) アンテナを高くする 休み時間や放課後の子どもの様子、日記等での子どもの日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通してアンテナを高くして子ども達を見守る。</p> <p>2) 情報の共有化 ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。</p> <p>3) 訴えやすい雰囲気をつくる 定期的ないじめアンケート調査や各学期毎に教育相談週間を実施し、いじめの実態把握に努め、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。</p> <p>4) 相談窓口の周知 子どもや保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し保健室や相談室などの窓口について広く周知するよう努める。</p>	<p>1) 丁寧な対応 子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応する。</p> <p>2) 組織的に対応する いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは校内のいじめ防止委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。</p> <p>3) 教育委員会への報告 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果を石垣市教育委員会に報告し、いじめられた子どもといじめた子どもそれぞれの保護者に連絡する。</p> <p>4) 警察との相談 犯罪行為を伴うもの等、解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応する。</p> <p>5) いじめられた子どもへの支援 ①いじめられた子どもの安全を確保し落ち着いて教育を受けられるようにする。 ②状況に応じて心理や福祉専門家等の協力を得る。 ③いじめられた子どもの保護者へも取組の状況を伝え支援をする</p> <p>6) いじめた子どもへの指導・助言 ①複数の教職員が連携し必要に応じて心理や福祉専門家等の協力を得ていじめの行為を止めさせる再発防止に努める。 ②保護者の協力を求めるとともに保護者へ継続的な助言を行う。 ③いじめの行為は生命・財産を脅かす行為であることを理解させ自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。</p> <p>7) いじめを傍観していた子どもに対して いじめが起きたことをしりつつ周りで見ていた子どもに対しては同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。</p> <p>8) ネット上の不適切な書き込み等について 直ちに削除する対応や必要に応じて法務局の協力を得てプロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。</p>

6 いじめ問題への取組みの年間指導計画

月	校内委員会	未然防止の取組み	早期発見の取組み
4	校内委員会① 指導方針・指導計画、学校いじめ防止基本方針等の確認を職員会議の場で行う。	毎月1日 友だちの日（人権の日）	あのねアンケート（いじめ発見アンケート）の実施 （毎月第1週目）
5	PTA 総会の場で保護者への啓発を行う。		第1回教育相談
6			
7	◎ 事案発生時		
8	いじめ問題に関する校内研修①		
9	校内委員会②		
10	情報共有、2～3学期指導計画の確認	学級経営や分かる授業の充実	第2回教育相談
11			
12	いじめ問題に関する校内研修②		保護者アンケート
1	緊急のいじめ防止委員会を開催し対応処置を検討する		第3回教育相談
2	校内委員会③ 本年度のまとめと指導計画の見直し		
3	学校いじめ防止基本方針見直し		
			

7 いじめが起こった場合の祖師的な対応の流れ



8 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ① 児童が自殺を企図した場合など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
(年間30日を目安にして、一定の期間連続して欠席しているような場合)
- ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

